

鎌総第2890号

令和8年(2026年)1月27日

鎌倉市議会議長

中澤 克之 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242・2243)

議会受付番号	文書質問第 21 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市 長 (都市整備部道水路管理課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 21 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

大船駅近隣店舗が以下 2 点について違法と思われる行為を行っているが、交通管理者である神奈川県警と道路管理者である鎌倉市役所はどういった認識でいるのか伺いたい。また違法行為と認識しているならば今後は正指導をして改善して頂きたいが如何か。

① 道路を店舗にしている

道路上及び側溝上に日常的に什器等で商品を陳列している。

② 道路を荷捌き所にしている

道路にトラックを止めてロールボックスパレット等を降ろして長時間路上を荷捌き所にしている。

2 質問の理由

通行に支障がある状態がずっと続いており、緊急車両も通れないような状況であるので早急に改善する必要がある。

3 答弁を求めるもの

市長

4 答弁

道路管理者である鎌倉市は、大船駅近隣店舗が道路上及び側溝上で日常的に什器等により商品を陳列している状況や道路にトラックを停めて長時間荷捌き所にしている状況が通行者に支障を与えており、課題であると認識しています。

これまでもこの状況の改善に向けて、大船仲通り商店街を中心に大船警察署及び地元商店会と年に 1 回程度パトロールを実施し、ルールの周知及び指導を行ってきました。令和 7 年度については令和 8 年 2 月頃に行う予定をしています。商店街振興の視点においても、道路を占有し、通行を妨げる行為は来街者の利便性を損なう恐れがあることから、こうした事例が市に寄せられた場合は、地元商店会等からの注意喚起を促すとともに、本件の改善に向けて、引き続き大船警察署や地元商店会等と協力して取り組んでまいります。

また、本件質問主意書の内容につきまして、関係機関等に見解を求めたところ、次のような回答がありました。

・神奈川県警察大船警察署回答

ご指摘いただいたように、道路上に商品陳列棚等を出す行為は、警察としても看過できない行為と認識しており、通報を受けた際には必要な対応を行っているところであります。

警察、道路管理者及び関係各所は、これまでも連携協力し対応してまいりました。

今後も、継続的な連携協力体制をとり対応してまいります。

・大船仲通商店会

当商店会としても本件については課題であると考えており、通行に支障をきたしている状況を確認した商店会内の店舗に、注意喚起をしています。引き続き改善に向けて取り組んでまいります。

・鎌倉市消防本部警防救急課

ご質問の大船駅近隣店舗の状況については、周辺水利の状況や当該地域への進入路の確認等、消防活動及び救急活動の対策について検討を行っています。緊急自動車の進入等に支障を来す公道上の物品は除去することが望ましいですが、消防が公道上に存置している物品を除去させる直接的な法的根拠はありません。

消防は、現状にあわせて消防活動、救急活動を行うため、どのような場所でも円滑な消防活動等が行えるよう、日頃から雑踏や狭隘箇所などの消防活動上支障がある箇所を現地で確認し、対策を検討しています。災害等が発生した場合、人員や資機材を最大限に活用し、迅速かつ安全な活動を心掛がけ、状況に応じた最適な消防活動等を行います。